

金融機関のリスク情報に関する情報開示について

金融機関のリスク情報に関する情報開示拡充の要請が高まっている。本稿では、こうした動きの背景、内外金融機関におけるリスク情報についての開示状況などを分析し、今後の我が国金融機関におけるリスク情報開示のあり方についての示唆を得ることとしたい。

1. 強まる金融機関に対するリスク情報の開示要請

1) 新 BIS 規制「第三の柱」の方向観

(1) 共同ワーキング・グループ報告書

「自己資本についての新たなバーゼル合意」（以下新 BIS 規制市中協議案）で打ち出された「第三の柱」¹は、「自主的」な情報開示と市場規律²の有効な相互作用を重視する方向を打ち出すものであった。

「第三の柱」では、国際的に活動する銀行の情報開示についての一般原則や開示要件項目や開示推奨項目の構成が示され、例えば、自己資本に影響を与えるリスクの削減手法（担保管理やモニタリング手法）や資産の証券化（証券化債権残高や証券化による資金調達額）などについては開示が要求されたほか、銀行経営陣による情報開示についての基本方針、金融監督当局による検証の仕組みなどが提言された。

その後、バーゼル銀行監督委員会、グローバル金融システム委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構によって設置された共同ワーキング・グループ（MWG）は 2001 年 4 月、「ディスクロージャー強化のための共同ワーキング・グループ報告書」を公表し、新 BIS 規制市中協議案「第三の柱」を補完する具体的な材料を提供した。

この報告書の前提となっている視点は三つある。第一に、金融機関が一段と有用な情報を投資家・債権者・取引先（以下投資家等）に開示していくためには、「定性面」「定量面」でバランスのとれた情報開示が重要であること、第二に、投資家等へのリスク情報の開示は金融機関のリスク管理手法と整合的であるべきであるということ、第三に、金融機関のリスク・プロファイルを的確に判断していくためには、エクスポージャーの期末値だ

¹漆畑春彦「BIS 規制改正案・第 2 次市中協議案の概要について」『資本市場クォーターリー』2001 年春号。

²個々の金融機関が「自主的」にリスク情報を開示していけば、市場による金融機関経営へのチェック・メカニズムが起動し、市場の効率性・透明性向上、ひいては金融システムの安定化にも資すると考えるもの。市場規律の考え方は、BIS ユーロカレンシー・スタンディング委員会が 1994 年に公表したいわゆる「フィッシャー・レポート」を起点とするものである。

けではなく期中値の情報が重要であるということである。これらを踏まえ、以下の具体的な内容が提言された。

(2) 提言の具体的な内容

①金融リスクの「望ましいディスクロージャー」

金融リスクについての定性的な開示については、金融機関のエクスポージャーとその管理方法に関する説明、さらに、リスクにかかる定量的なデータの特性とその考え方に関する解説が必要だとする。もっとも、定性的な開示だけでは不十分であり、定性的な説明を裏付けるための定量的な情報を定期的に開示していくことが不可欠であるとして、以下4点を指摘した。

(I) トレーディング勘定のように積極的に運用され、あるいは、時価評価されているエクスポージャーについては、その業務における市場リスク指標を開示しなければならない。ポートフォリオの合計値、リスク・資産毎の内訳の VaR (バリュー・アット・リスク) を期中最大値・最小値・中央値および期末値、実現損益との比較を含む全社的なリスク・リターンの実績値の推移が開示されるべきである (表1)。

表1 トレーディング業務のリスク・エクスポージャー

リスクまたは取引の種類*	最大値	メディアン	最小値	期末値
外為
株式
債券
コモディティ
分散効果
適用ポートフォリオ全体のVaR

保有期間1日および2週間のVaR

*この図表におけるリスク以外にも各金融機関のリスク・プロファイルをより適切に示すその他の分類(業務別区分)があればそうした分類。

(出所) 共同ワーキング・グループ報告書

(II) 内部管理モデルを用いて全社的な市場リスクを評価している金融機関で、かつ、そのリスク評価に信頼がおけると考えている金融機関については、市場リスクに対する全社的な統合エクスポージャーの状況 (資産・負債およびオン・オフ一体かつ期中の最大値・最小値・中央値および期末値) が開示されるべきである。

(III) 金融機関の信用リスク・エクスポージャーの特性を反映した分類・定義による信用エクスポージャーの内訳 (エクスポージャーの種類、信用度、満期別構成) が開示されるべきである (表2)。

表2 信用エクスポージャー

信用取引または取引の種類	再構築コスト*	ネット**
信用形態		
信用分類1	…	…
信用分類2	…	…
…	…	…
…	…	…
信用商品の小計	…	…
カウンターパーティ・エクスポージャー		
レポ取引と証券貸借取引	…	…
デリバティブ取引におけるカウンターパーティ・エクスポージャー	…	…
カウンターパーティ・リスクの再保険	…	…
カウンターパーティ信用エクスポージャーの小計	…	…
合計	…	…
補記:		
信用拡大によるエクスポージャーの期待値額	…	…

カレント信用エクスポージャーの期末値

*カウンターパーティ・ネットティング後の再構築コスト(再構築コストとは、取引相手が現時点で倒産等により取引を履行できなくなった場合に、同一の取引を市場において再構築した場合に要するコスト)

**カウンターパーティ・ネットティングおよびすべての損失削減策(例: 担保、信用保証、クレジットデリバティブ)を考慮した後のネット再構築コスト

(出所) 共同ワーキング・グループ報告書

(IV) 流動性リスクについては、定量的情報で裏付けられた定性的説明の開示が必要であり、無担保で調達している短期資金の主要調達先とその割合など、資金調達先の集中度に関する説明が開示されるべきである。

②「他の開示項目の望ましさ」

①以外に開示されるべき項目として、「リスクの集中度」と「信用リスクの質」の開示が必要であるとした。前者については、市場リスク、信用リスクなどすべてのリスク指標の算出において何らかの相関関係が前提とされていることを考えると、それらリスクの集中がもたらす全体としての脆弱性をどのようなかたちで計測するべきかについて検討を深めるべきであるとする。後者については、担保・信用保証・クレジットデリバティブなどの損失削減策をどのように信用リスク・エクスポージャーや内部格付の表示に反映させるべきか、信用リスク関連のパフォーマンス指標を拡充し、より時宜にあったものにするかという点が追求されるべきだとする。

③「リスク評価の概念と手法の検討」

また、市場流動性を考慮したリスク評価手法の発展、利用方法、資金流動性リスクの定量的な情報開示に向けたリスク評価に関する一般原則の確立が当面の課題であるとし、より長期的には、市場リスクに対する全社的な情報開示のあり方が発展していかなければならないとする。

2) リスク情報についての情報開示拡充要請の背景

国際金融監督当局によるリスク情報の開示要請は、1980年代以降急速に拡大してきたデリバティブ取引への対応と金融システムの安定性確保のための有効な手段となり得るという観点からなされてきた。

いまや世界におけるデリバティブ取引は、我が国GDPの約24倍に相当する95.2兆ドル（想定元本、2000年12月末）に達し、個別金融機関でみても米銀の場合、オンバランス資産残高の30倍にも達している。また、近年、デリバティブ取引の拡大により金融機関が連鎖的に破綻するというシステムック・リスクが増大する可能性があることが指摘されるようになると、このシステムック・リスクの顕現化を防ぐ手段として、金融機関のリスク管理強化、会計制度をはじめとする金融インフラの整備、そして金融機関によるリスク情報の開示拡充が求められるようになった。

こうしたなか、バーゼル銀行監督委員会はリスク情報についての開示拡充についていくつかの重要なペーパーを発し³、市場規律を活用して銀行経営の「透明性」⁴を確保する方向で議論を継続させ、新BIS規制市中協議案「第三の柱」として取り纏めるに至った。

一方で、バーゼル銀行委員会をはじめとする国際金融監督当局は、金融機関の自主性に任せたリスク情報開示だけでは、その情報の信頼性に欠けるのではないかという懸念を抱き始めているようにも見える。民間金融機関が定性情報に偏ったリスク情報の開示を行っても、その定性情報を裏付ける定量情報の開示が不足しているために、情報の確かさを検証できないとみているからである。

また、国際金融監督当局は、開示されるリスク情報が国際間あるいは民間金融機関間で十分に比較可能であることも重視している。金融システムの安定性を確保していくためには、広く金融機関にリスク情報の開示を求め、比較検討を加えて金融システム内に偏在するリスクを封じ込めることが重要だとするからである。

こうした背景から、MWG提言は、「第三の柱」の基本的な考え方である民間金融機関の自主性を重視しながらも、かなりの詳細さを持ち合わせた内容となっているわけである。

3) 民間金融機関の反応

しかし、MWG提言の内容は、その細かさゆえに、民間金融機関にとって容易には受け入れ難いものであるかもしれない。新BIS規制市中協議案「第三の柱」に対するパブリック・コメントには、既に民間金融機関の批判的な姿勢があらわれている。指摘された論点

³ 例えば、バーゼル銀行監督委員会「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」（1999年7月）、「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」（同年10月）

⁴ バーゼル銀行監督委員会「銀行の透明性の向上について」（1998年9月）

は、概ね次の5点に集約できるだろう。

- (Ⅰ) 「第三の柱」の市場規律の考え方については基本的に賛成する。
- (Ⅱ) しかし、提言内容はあまりにも細かすぎ、開示頻度を高めるだけでは金融機関のコスト負担が大きくなるだけで、決して財務諸表利用者の便益には繋がらない。
- (Ⅲ) 銀行だけが負担の大きい開示基準を適用されては、同様のリスクを抱えながら同様の開示基準を求められていない競争相手との間に不公平さが残る。あくまで国際的な比較可能性を確保するための最低限の開示で十分である。
- (Ⅳ) フィッシャー・レポート以降の流れである「自発的」情報開示の拡充によって市場規律を確立するという考え方が無視されており、金融監督当局が一律の規制を課そうとしている。情報開示は、個別銀行の判断と創意工夫に委ねるべきである。
- (Ⅴ) むしろ、情報開示のあり方は、国際会計基準委員会 IASC⁵やJWG⁶といった会計基準設定主体における論議と整合的なものであるべきであり、議論をそうした主体に委ねていくべきである。

このように、民間金融機関の批判はかなり厳しい。我が国の全国銀行協会の意見書でも、概ね同じようなポイントが指摘されていた。

これまでの市場規律重視の考え方に沿えば、金融監督当局の役割は最小限に止められるはずである。しかし、民間金融機関は、「第三の柱」や MWG 提言では、国際金融監督当局が一律の規制的な情報開示を求めているという印象を抱かざるを得なかったのである。この点については、市場規律を機能させるという考え方に現実の市場メカニズムが追いつかず、ある種の揺り戻しが起きているのではとの指摘⁷さえ見られ始めている。

2. リスク情報の開示状況についての現状分析

では、内外民間金融機関のリスク情報の開示はどのような状況にあるのだろうか。国際金融監督当局が示唆するように、自主的な情報開示だけに任せることはできないのだろうか。これまでの開示手法の発展段階や定量情報の充足感に注目して評価を試みる。

1) リスク情報に関する情報開示の日米比較

表3は、日米金融機関の開示制度の違いを踏まえ、有価証券報告書やアニュアル・レポート(2000年版)に基づいて作成した比較表である。

⁵ 2001年4月より、国際会計基準審議会(IASB)に改組されている。

⁶ IASCの基本理念である金融商品の全面公正価値評価について包括的会計基準の策定を検討すべく、主要国の会計基準設定主体とIASCとで組成された共同ワーキング・グループ。

⁷ 例えば、翁百合「銀行業の将来像と監督政策のあり方」(Japan Research Review 2001年5月)

表3 リスク情報についての開示状況に関する日米比較

情報開示についての規定と分類	日本			米国		
	法定開示		任意開示	法定開示		任意開示
	銀行法施行規則	証券取引法	アニュアルレポート等	FRB:レギュレーションY	SEC:レギュレーションS-K	アニュアルレポート等
目的および対象	金融機関経営の健全性確保	投資家保護	一般大衆向け	金融機関経営の健全性確保	投資家保護	一般大衆向け
コメント	銀行法施行規則19条の2において、「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」について、銀行の業務の運営に関する事項として「リスク管理の体制」と「法令遵守の体制」についての記載を求めている。	証券取引法第24条第1項に基づいて報告される有価証券報告書では、連結財務諸表の注記事項として「デリバティブ取引関係」を開示することがとされているが、開示項目の詳細規定まで踏み込んでおらず任意の要素が強い。	証券取引法の開示項目は、多くの場合、アニュアルレポートにも反映されているが、一部の先進的な銀行を除けば、定性表現に偏り気味で、改善の余地が多い。	GAAP会計に沿った財務諸表の開示方法を規定するが、リスク管理に関する開示について特別に規定しているものではない。	フォーム10-KのMD&Aの項で市場リスクがどのように企業価値や業績に影響を与えるかについて定性的説明を求めるほか、「市場リスクについての定性・定量的開示」の項で定量情報の開示について3つの開示手法から選択して開示を義務付けている。	米国のアニュアルレポートの基本はレギュレーションS-Kによって定められたフォーム10-Kの開示項目を含めて作成されている。
リスク情報に関する法定開示・任意開示の項目	リスク管理体制について	○	○	○	○	○
	運営方針の明確化	○	○	○	○	○
	リスク管理体制・組織の説明	○	○	○	○	○
	統合リスク管理を目指している		○	○	○	○
	信用リスク管理		○	○	○	○
	内部格付制度の説明		○	○	○	○
	信用リスク管理の目的の明確化		○	○	○	○
	貸出ポートフォリオ管理の説明		○	○	○	○
	業種別内訳の具体的開示、集中度に関する開示		○	○	○	○
	地域別内訳の具体的開示、集中度に関する開示		○	○	○	○
	信用リスク計量化の概念的な説明		○	○	○	○
	信用リスク量の具体的開示と説明		○	○	○	○
	信用リスク管理体制の説明	例えば、東京三菱銀行はSEC基準を重視するため、市場リスクに関する定量的情報が他行より充実している。多くの邦銀では、金利リスクのVaRの最大値と期末値までは開示しているが、その他商品の内訳などに止まる。	○	○	○	○
	キャピタル・マネジメント(ROE経営)への拡張		○	○	○	○
	市場リスク管理		○	○	○	○
	一般市場リスク計測方法(VaR, BPV)の説明		○	○	○	○
	市場リスク管理体制の説明		○	○	○	○
	リスク管理プロセスの説明		○	○	○	○
	市場リスク量の開示		○	○	○	○
	A:トレーディング勘定		●	●	○	○
	VaRの総体的表示		●	●	○	○
	金利リスクのVaR(最大値・最小値・平均)		●	●	○	○
	外国為替のVaR(最大値・最小値・平均)		●	●	○	○
	株式のVaR(最大値・最小値・平均)		●	●	○	○
	コモディティのVaR		●	●	○	○
B:バンキング勘定		○	○	○	○	
金利リスクの説明、VaR、金融商品別構成		○	○	○	○	
ストレステストの活用と結果の開示	例えば、東京三菱銀行やさくら銀行では、政策株式リスクを独立して取り上げて記載を施している。しかし、定性的表現や、簡単な感応度分析に止まるに過ぎない。	○	○	○	○	
流動性リスク管理の説明		○	○	○	○	
政策投資株式リスクの開示		○	○	○	○	
VaRによる説明、政策投資株式についての独立記載		○	○	○	○	
TOPIXの変動との回帰分析による説明		○	○	○	○	
オペレーショナル・リスク		○	○	○	○	
流動性リスク管理の説明		○	○	○	○	
決済リスク管理の説明		○	○	○	○	
事務リスク管理の説明		○	○	○	○	
システムリスク管理の説明		○	○	○	○	
レピュテーションリスク管理の説明		○	○	○	○	
法務リスク管理の説明		○	○	○	○	
参照銀行名	-	事例:東京三菱、富士等	事例:東京三菱、富士、興銀、さくら等	-	事例:バンクオブアメリカ、バンクワンなど	事例:JP.モルガンチェースなど

(注)○印は定性・定量表現を問わず、開示が広範化しているものを、●印は先進的な金融機関においては記載が見られるが、必ずしも広範化はしていないものを示す。

(出所) 各行 10-K およびアニュアル・レポート (2000年版) などより野村総合研究所作成

全般的には、アニュアル・レポートに見られる任意開示の状況に大きな差異は認められない。しかし、法定開示の状況についてみると、特に我が国の証券取引法に基づく有価証券報告書と米国 SEC のレギュレーション S-K に基づくフォーム 10-K との間には、大きな乖離があるように見える。我が国の有価証券報告書では、連結財務諸表の注記事項として「デリバティブ取引関係」の記載があり、取引内容、リスク種類、リスク管理体制等について若干 2 頁ほどの記載が見られるのみだが、米国のフォーム 10-K においては、リスクに

についての定性・定量的な説明が10頁程度にわたって記載されているのが通例となっている。

2) 信用リスク情報

個別のリスク情報についてみる。まず、信用リスク情報だが、信用リスクの定量化が内外金融機関において実用化され始め、既に、様々なアプローチが開発・採用されている。情報開示についても、欧米の金融機関では、これまでのオン・オフの債権元本・デリバティブ想定元本の開示、これら元本を時価評価したエクスポージャーを開示する段階から、損失期待値や最大予想損失額を計算してリスクを開示する段階へと発展しつつある。

もともと、邦銀においては、信用リスク計量化に向けた体制整備やリスク管理方針などについての定性情報の開示に止まる場合が多く、定量情報としては不良債権の情報開示を中心とするオンバランスシートの貸出金内訳（産業別、地域別、内部格付別）などリスクの集中や分散についての開示に止まり、信用 VaR の期中最大値、最小値、平均値といったリスク予測値に関する定量的な情報開示が広範化しているわけではない。

3) 市場リスク情報

市場リスクについては、リスクの計量化が早い段階から進んだこともあって、内外金融機関で開示内容が充実している。内容的には、実現値である時価評価損益、予測値である VaR、実現値と予測値の適切なパフォーマンス管理などの開示に分けられる場合が多い。

(1) 時価評価損益（実績値）情報

内外の金融機関は、すでにトレーディング・ポートフォリオの価値を日々時価評価し、リスクの実績値である損益（ポートフォリオの価値の増減）を明らかにしている。具体的には、日々の損益を時系列化しこれを度数分布表で表示する方法が一般化しており、邦銀においても同様の手法が用いられている。

(2) リスク予測値情報

内外の金融機関では、リスク許容度に関する情報を提供するために、リスク予測値として VaR の利用が広範化している。トレーディング勘定の開示方法としては、VaR の日次変化をグラフ化する方法や、VaR の期中における最大・最小・平均値などを算出して表開示する方法が見られる。一方、邦銀の開示状況をみると、欧米の銀行なみの開示内容となっている例はごく一部である。一般的にはトレーディング勘定の合計 VaR が開示されるに止まり、期中値に関する情報が開示されていないためリスク管理のプロセス情報が不足している。また、金利リスク・外国為替・株式といった内訳の開示も進んでいない。

(3) リスク管理のパフォーマンス情報

時価評価損益情報や VaR というリスク予測値情報を開示するだけでは、既に確定した損益情報やリスク量の実現値の結果表示に止まり、実現した損益と予測されるリスクとを比較してリスク管理手法が適切に機能しているかについての情報が提供されない。

こうしたリスク管理が適切に機能しているかを開示する手法として内外金融機関で広範化している開示手法に「バック・テスト」がある。これは、予測値である VaR と実績値である損益とを比較して、実績値が予測値の範囲内にどの程度収まっているかを確認しようとするものである。

また、一部邦銀では、リスク対応収益率（時価評価損益/VaR）を頻度別に表示した度数分布表を用いて開示を行っている金融機関も見られる。この手法ではリスク管理パフォーマンスに関する情報だけでなく、トレーディング能力を反映する形でポートフォリオの収益性や安定性についての情報が提供される。

(4) ストレス・テスト情報

VaR が平時におけるリスク管理指標であるのに対し、例外的だが蓋然性のあるイベントが発生した場合に金融機関が被る潜在的損失を検証し、VaR を補完する手法として「ストレス・テスト」が内外金融機関で用いられるようになってきている。ストレス・テスト結果の定量情報開示、つまり、ストレス・シナリオに基づく損益変化額の開示については、邦銀においても広範化しつつある。

なお、ストレス・テストは、単なるリスク管理指標としてではなく、危機管理や経営戦略に関する組織内コミュニケーションを活発化させる触媒として活用されはじめているとの調査報告もある。すなわち、ストレス・テストにより判明した潜在的損失額を示すことで、経営陣と関連する部署が、ポジション調整、リスク限度枠やキャピタル・マネジメントの要否を検討するきっかけとなっているというのである⁸。

VaR の信頼性がどこまであるのかという疑問が呈せられるなか、ストレス・テストは VaR を補完する有効なリスク管理手法として発展していくものと見られている。

4) オペレーショナル・リスク情報

新 BIS 規制市中協議案では、オペレーショナル・リスクの計測についても提言がなされたが、現状、内外金融機関でオペレーショナル・リスクについて定量的情報を開示している例はほとんど見られない。邦銀においても、オペレーショナル・リスクの一般的な定義や管理体制に関する情報のみを提供しているのが現状である。オペレーショナル・リスクの計量化が実務的に困難であるとの指摘があるなか、今後、定量情報の開示がどこまでな

⁸ 「主要金融機関におけるストレステストとその実務に関する調査」（グローバル金融システム委員会 (BIS 常設委員会)、2001年4月)

されていくのか注目されている。

5) 政策投資株式リスク

とりわけ我が国の金融機関においては、信用リスク管理に次いで政策投資株式（いわゆる持ち合い株式）が抱える価格変動リスクの管理が重要な課題となりつつある。政策投資株式の価格変動は、邦銀の自己資本に大きな影響を与えるからである⁹。

表3に示したように、主要邦銀は、政策投資株式の価格変動リスクを、一部銀行を除いて、積極的に開示してはいない。政策投資株式リスクについての説明を行っている邦銀の説明をみても、価格変動リスクを積極的に管理するなどの定性的な表現に止まっている。

こうしたなか、金融庁に設置された金融審議会第2部会は2001年6月26日、報告書「銀行の株式保有に関する報告」において、「・・・銀行が株式保有の現状やリスク管理手法の詳細を開示することの重要性は言うまでもないことであり、このような項目についての開示を充実させることが適当である。」とし、民間金融機関による政策投資株式リスクの情報開示の重要性を示唆するに至っている。

3. 有用なリスク情報とは何か

ここまで、金融監督当局が金融機関にリスク情報の開示を一律に求め始めている動きと、内外金融機関のリスク情報の開示についての現状を紹介した。ただ、重要なのは、投資家等にとって有用なリスク情報とは何かという視点である。

1) 米国 SEC によるリスク情報の開示規制

MWG が提言した市場リスクの開示内容（VaR の期中最大値、最小値など）は、表3でも確認したように、実は、すでに米銀においては一部（例えば、先述 1.(2)①(I)(II)）開示がなされている内容ではある。

というのも、企業会計制度の規制主体でもある米国証券取引委員会（SEC）が1997年、株式公開会社の情報開示について FRR.48 「市場リスクの定性的および定量的な開示」を発し、VaR などの定量情報を選択的に開示することを義務付けたからである。

そもそもこの改正では、株式公開企業の市場リスク、ヘッジ状況およびデリバティブ取引のエクスポージャーについての情報不足の改善が目指された。というのも、投資家保護のために、株式公開企業が市場リスク・エクスポージャーに関する将来見込情報を提供し

⁹ 淵田康之「銀行の株式保有規制について」『資本市場クォーターリー』2001年夏号

ていくことが適当であると判断されたからである。

そのため、SEC は、市場リスクについて、これまでの開示対象範囲であったデリバティブ取引を中心とするオフバランス取引のほか、オンバランスの金融取引まで含む「市場リスク感応度の高い金融商品」にまで対象を拡大させた。また、それまで金融商品の想定元本と公正価値のみを開示するだけでよかった株式公開企業に、フォーム 10-K（我が国の有価証券報告書に相当する）の「Management's Discussion and Analysis (MD&A)」の項で、市場リスク・エクスポージャーがどのように企業価値や業況に影響を与えるかについて適切な情報を提供することを求めたのである。

さらに、それまで米国財務会計基準審議会（FASB）基準書 119 号¹⁰で「勧奨」に止められていた市場リスクの定量情報について、①感応度分析、②VaR 分析（最大値・最小値・平均値）、③将来キャッシュ・フロー状況表の中から選択開示することを義務付けた(表 4)。

表 4 FRR.48 による金融資産・負債の将来キャッシュ・フロー状況の開示の例

			合計	未実現損益	満期構成							
					2001	2002	2003	2004	2005	2005以降		
資産	売却目的の有価証券	固定金利	簿価	57,075	-936	1,938	3,778	12,015	3,983	3,068	32,293	
			実質金利	5.93%								
		変動金利	簿価	7,576	-55	13	15	48	975	332	6,193	
			実質金利	6.63%								
		満期保有の有価証券	固定金利	簿価	1,132	-54	60	45	53	29	16	929
			実質金利	7.52%								
	変動金利	簿価	55	-	23	5	12	7	4	4		
		実質金利	7.57%									
	貸付	固定金利	簿価	120,910	2,110	34,705	19,869	15,045	9,572	7,377	34,342	
			実質金利	7.97%								
		変動金利	簿価	248,796	2,497	102,314	42,475	28,153	20,556	16,397	38,901	
			実質金利	8.56%								
負債	総預金	固定金利	簿価	221,856	-289	76,563	14,122	12,695	11,818	12,084	94,574	
			実質金利	2.45%								
		変動金利	簿価	91,803	-14	22,604	13,314	11,155	9,381	8,700	26,649	
			実質金利	3.67%								
	長期負債	固定金利	簿価	31,863	-928	6,534	3,560	3,114	3,768	2,856	12,031	
			実質金利	7.19%								
		変動金利	簿価	35,653	-151	15,147	6,970	4,010	6,144	2,487	895	
			実質金利	6.78%								

注)単位:100万ドル

(出所) バンク・オブ・アメリカ (フォーム 10-K)

2) リスク情報の開示はどこまで有効か

確かに、リスク情報が開示されることが企業経営の透明性を高め、投資家等の意思決定に役立っていると直感的に捉えることはできる。

しかし、何らかの追加的な情報が投資家にとって有効な情報であるか否かは、新たな情

¹⁰財務会計基準審議会（FASB）は 1994 年、トレーディング目的のデリバティブ取引について公正価値の期中平均や期末値の開示を義務付けたほか、それ以外の取引についても期中平均等の開示を奨励した。勧奨事項ではあったが、BPV、ギャップ分析、デュレーション、VaR などの情報を例示し、定量情報の開示を提言したことに注目が集まった。

報を入手した投資家の行動が変化し、その行動変化が株価、取引量、株式収益率に好影響を与えるということが実証されなければわからない。これまでの実証研究の多くは、利益情報、金融資産の時価情報、キャッシュ・フロー情報についての有用性を実証してきたが、リスク情報の開示についてその有用性はまだ実証されていない。

むしろ最近では、FRR.48 で規定された VaR などのリスク情報の開示はほとんど有用でないという指摘さえ見られる。例えば、財務諸表の利用者である証券アナリストの立場から分析した調査研究¹¹では、FRR.48 で選択開示が許されているリスク情報の開示手法のうち、①感応度分析と②市場リスク VaR は、当該期末や期中における結果表示であることからプロセス情報に欠け、当該企業が抱えるリスク分析が事実上困難であると指摘したうえで、③の将来キャッシュ・フロー表による情報開示を徹底することによって①、②の予測は十分に可能であることが主張されている。つまり、結果表示のみの定量情報のみでは企業が抱える真のリスクを評価することはできず、将来キャッシュ・フロー情報などのプロセス情報が投資家やアナリストにとって有用な情報であるというのである。

また、その他の調査研究でも、現行の FRR.48 では、リスク情報の開示方法が選択制であることから比較可能性が低く、投資家等にとって使い勝手が悪いという指摘や、米銀が開示している市場リスク情報についてはその信頼性がかなり低いことなどが指摘されており、FRR.48 の見直しを早急に行うべきであるという意見もある。

実際、FASB が設置した GAAP-SEC ディスクロージャー・ワーキング・グループは、2001 年 3 月に公表した調査報告書「GAAP-SEC 情報開示基準 (Disclosure Requirement)」¹²のなかで、SEC が FRR.48 を変更する予定であることを示唆したうえで、今後のリスク情報の開示のあり方について更なる改善を図る必要があることを表明している。

3) 国際会計基準におけるリスク情報

米国では、リスク情報が会計情報として不可欠であるという考え方が定着している。こうした米国会計の考え方は、既に適用が本格化している国際会計基準による金融商品会計 (IAS32: 「金融商品: 開示と表示」、IAS39: 「金融商品: 認識と測定」) にも強い影響を与えてきた。例えば、リスク管理上の目的と方針の定性情報の開示、つまり、取引の内容 (主な金融商品の概要)、取引の目的 (売買目的かヘッジ目的かなど)、取引についてのリスク種類 (市場、信用など)、リスク管理体制 (社内体制の説明) などのリスク情報の開示が求められている。金融商品の性質上、その将来キャッシュ・フローの金額、発生

¹¹L.Hodder and M.McAnally, "SEC Market-Risk Disclosures: Enhancing Comparability" (Financial Analyst Journal, AIMR) L.Hodder "Reliability and Relevance of SEC Market Risk Disclosures by Commercial Banks" (University of Texas, Jan 2001)、L.Hodder, L.Koonce and M.McAnally, "SEC Market Risk Disclosures: Implications for Judgment and Decision Making" (Accounting Horizons, AAA, Mar 2001)

¹² この報告書では、GAAP と SEC によって要請されている情報開示項目の重複の整理、銀行持株会社の情報開示の規定 (レギュレーション S-K、Guide 3) の改善、10-K の開示項目の改善などについて提言。

時期及び確実性等は、当該キャッシュ・フローに付随するリスクの影響を受けることから、財務諸表（注記）でのリスク情報の開示が強く求められているわけである。ただ、定量情報についての具体的な例示、あるいは FRR.48 で示されたようなリスク予測値に関する定量的な情報開示の手法までは IAS32 では義務付けられてはいない。

4. 我が国への示唆

金融機関のリスク情報の開示拡充についての国際的な検討をめぐっては、比較可能性を追求したいという金融監督当局の立場と情報開示にこれ以上のコストをかけたくないとする民間金融機関の立場とが正面からぶつかり合うこととなった。開示環境の整備に遅れをとる国は言うまでもなく、リスク情報の開示が進展をみている米国金融機関においてさえ、開示情報の質に対する疑問も投げかけられていることを考慮すれば、民間金融機関が「第三の柱」や MWG 提言内容をすんなりと認めていく状況にはないだろう。

シプリー・グループ（チェースのシプリー元会長が会長を務める作業部会）が 2001 年に入って報告したように、本来的にリスクは地域性、金融機関の規模の違い、顧客の違いなどから比較が困難なのだから、比較可能性を高めるという目的だけで民間金融機関に開示拡充を迫ることには限界がある。同報告が、欧米 11 主要金融機関の実務家が考えた一つの合意点でもあること、FRB・OCC・SEC がこの意見をほぼ全面的に支持していることを考えれば、「第三の柱」や MWG 提言になんらかの修正が施される可能性は高いだろう。

しかし、民間金融機関と国際金融監督当局の双方が市場規律を重視し、投資家にとって有用な情報を開示していくという基本線が不変だとすれば、リスク情報に関する定性・定量的な情報開示は、今後、ますます重要性を帯びていく。

翻って、我が国の状況をみたとき、リスク情報の開示に対する認識は、銀行法施行規則第 19 条や金融検査マニュアルなど金融監督当局による健全性規制の範囲内、つまり、金融監督当局にとって有用な情報という見方で発展してきたことには注意が必要である。今後は、我が国においても、リスク情報が投資家保護のためにも有用な会計情報であるとの認識に立ちながら、リスク情報開示のあり方に関する検討を深めていくことが求められよう。

（飯村 慎一）